

## 第2章 学校施設の目指すべき姿

本市では、まちづくりの基本計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年3月）」を策定しています。また、教育の方向性を定める「教育大綱（平成29年3月）」及び市の実状に応じた教育振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図り、教育分野の目標を具現化する計画としての「武蔵村山市第二次教育振興基本計画（平成29年3月）」を定めています。

本計画では、教育振興基本計画の5つの基本方針をもとに、特に学校施設に関わる以下の施策について教育環境の整備を進め、さらなる充実を目指します。なお、教育大綱及び教育振興基本計画は、令和4年3月に改定を予定しているため、本計画においてもそれらの改定を踏まえて、学校施設に係る施策を推進していきます。

### ● 学校施設・設備の整備

児童・生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進します。また、新たな教育内容の変化などに対応した施設の整備を行います。

### ● 学校規模適正化の推進

学校の教育活動の効果をより一層高め、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくためには、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めていく必要があります。

このため、新たな住宅開発などに伴う各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を図ります。

### ● 放課後子ども総合プラン事業の推進

小学校の余裕教室を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進することにより、教育財産の有効な活用を図ります。

### ● 校庭・屋内運動場開放の推進

地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。

【主要施策・主要事業名】

● 学校施設・設備の整備

- 1 学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修
- 2 校庭芝生の活用
- 3 特別教室等の冷房化の推進  
（特別教室冷房化は令和2年度に完了し、学校体育館への空調設備設置は小学校8校、中学校3校が実施済みです。）
- 4 中学校への太陽光パネルの設置の推進（平成29年度完了）
- 5 災害対策用備蓄物資の備蓄

● 学校規模適正化の推進

- 1 学校規模等適正化基本方針の改定
- 2 少人数学級編成への対応

● 放課後子ども総合プラン事業の推進

- 1 放課後子ども教室の充実
- 2 一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営

● 校庭・屋内運動場開放の推進

- 1 小学校校庭遊び場開放
- 2 学校体育施設開放

出典：武蔵村山市第二次教育振興基本計画（平成29年3月）